

地方就職支援金の支給要件と 支給手続き

令和8(2026)年



大田原市 総合政策部 政策推進課

メール：seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

電話：0287-23-8793

◎ 地方就職支援金とは？

- 東京圏内の大学・大学院を卒業・修了した大学生・大学院生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、栃木県と共同して行う「地方就職支援事業」を実施しています。
- 県内企業の内定を受け、本市に移住する方のうち、要件を満たす方に、就職活動及び移住に要した費用として、地方就職支援金を次のとおり交付します。
- **支援金額**
就職活動に要した公共交通機関の交通費：上限 5,390円
移住に要した移転費：上限 66,000円

支援金について注意事項があります。

次のページをご確認ください。

◎地方就職支援金には返還制度があります!!

以下のいずれかの項目に該当する場合には、地方就職支援金の交付決定が取り消しとなります。その場合には、交付した地方就職支援金を市へ返還していただきます。（雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合を除く。）

【全額の返還】

- ✓ 虚偽の申請等をしたとき
- ✓ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職に就業しなかったとき
- ✓ 申請日から1年以内に本市に転入しなかったとき
- ✓ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（退職日から3月以内に栃木県内の別の企業に就業する場合を除く）
- ✓ 転入日から1年以内に本市から転出したとき（住民票を移さずに転出した者については、要件を満たす企業等に就業を開始した日又は申請日のいずれか遅い日から1年内とする）

支援金の支給に関する注意事項

- 予算の範囲内での支給となります。
- 交通費と移転費は同時もしくは別々の申請が可能となります。
- 交通費の支援対象は、個別の採用面接及び採用試験に限ります。複数回の就職活動を行ったとしても、そのうちの1回分の公共交通の往復費用のみが対象となります。
- 1回の往復の交通費の額（企業から交通費の支給がある場合は、その額を差し引いた自己負担額）が5,390円に満たない場合は、その額（10円未満を切り捨て）を限度とします。
- 移転費の支援対象は、移住に要する最低限の実費とし、移転業者3社からの見積書が必要になります。

支援金の支給に関する注意事項

移住に要する最低限の実費とは、運送費用です。下記の経費は対象になりません。

- ① 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
- ② 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ③ 荷造り及び荷解きに係る追加費用
- ④ 工事、設置等に係る追加費用
- ⑤ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ⑥ 修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- ⑦ 家電リサイクル費用
- ⑧ 不用品及び粗大ごみ回収費用
- ⑨ 荷物を一時保管する場合の追加費用
- ⑩ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ⑪ 物件の下見に係る費用
- ⑫ 移住に協力した者への謝礼及び食事代
- ⑬ その他市長が適当でないと認める経費

◎ 地方就職支援金の要件は？

1. 「移住元に関する要件」
2. 「移住先に関する要件」
3. 「就業に関する要件」
4. 「その他の要件」

1.～4.の全ての要件を満たす必要があります



1. 移住元に関する要件


大学・大学院の卒業・修了年度において、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学・大学院を卒業・修了している又はする見込みであること。
- ② 東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

移住元の要件について注意事項があります。
また、東京都内に本部ある大学及び条件不利地域について、次のページをご確認ください。



1. 移住元に関する要件の注意事項

- 対象となる大学・学部は市ホームページ「大田原市地方就職支援金」でご確認ください。
- 卒業・修了年度において、東京圏から転出している場合には、支援金の対象外となります。
- 移転費の申請時期については、転居前にご相談ください。
- 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県になります。
- 条件不利地域は、下表の地域をいいます。

| 都県 | 条件不利地域 |
|------|---|
| 東京都 | 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 埼玉県 | 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町 |
| 千葉県 | 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 |
| 神奈川県 | 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村 |

2. 移住先に関する要件



次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 申請時点で、栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること
- ② 卒業・修了後に①の内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること（本市に移住しなかった場合は返還の義務が生じます）

3. 「就業に関する要件」



次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 勤務地が栃木県内に所在すること（※1）。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- ⑤ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ⑥ 栃木県を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- ⑦ 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。
- ⑧ 在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、⑤から⑦までの条件に該当する者として採用される予定であること。

※1. 勤務地が栃木県内に所在すれば、本社等が県外に所在する場合でも支援金の対象となります。

4. 「その他の要件」

- ① 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。



この事業は、栃木県と本市が連携して実施しています。地方就職支援金の審査があり、要件に該当しない等の理由で、地方就職支援金が不交付となることがあります。

◎ 地方就職支援金の申請手続きは？

【申請が可能になる時期】

以下を満たした日以降に申請することができます。

- 交通費：正式な内定を受けた日
- 移転費：大学・大学院を卒業・修了した日
かつ、就業を開始した日



【申請期限】

以下の日以降は、申請ができなくなります。

- 大学・大学院を卒業・修了した日から1年以内かつ、就業開始日から1年以内。

なお、予算措置上の都合により、市が指定する期限を待たずして年度内の申請受け付けを締め切る可能性もあります。

◎ 地方就職支援金の申請手続きは？

【申請の流れ】

以下のような手順での申請をお願いいたします。

1. 支援金の要件（本資料6～11ページ）を確認し、ご自身が支援金の対象となることをご確認ください。
2. 申請用書類（本資料14ページ）をご確認の上、書類を揃えてください。
3. 申請用書類に漏れがないことをご確認の上、政策推進課（0287-23-8793）までご相談ください。
4. 申請用書類を、政策推進課宛てにご提出ください。提出方法は、窓口での直接の提出、又は、郵送のいずれかとします（提出先は本資料15ページ）。
5. 政策推進課から交付決定の可否を通知しますので、1週間程度お待ちください。
6. 支援金の交付が決定された場合、請求書をお送りします。請求書に同封する案内通知や記載例を参考に請求書を作成し、政策推進課宛てにご提出ください。提出方法は、窓口での直接の提出、又は、郵送のいずれかとします。

【必要書類】

申請の際には、以下の書類が必要となります。

これら書類の様式（①、②、③、④）は、市ホームページ「大田原市地方就職支援金」のページからダウンロードしてください。



- ① 大田原市地方就職支援金交付申請書（様式第7号）
- ② 大田原市地方就職支援金に関する誓約書（様式第8号）
- ③ 大田原市地方就職支援金に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第9号）
- ④ 内定証明書（様式第10号）
- ⑤ 移住元の住民票又は賃貸契約書の写し（東京圏に居住していることが分かるもの）
- ⑥ 在学証明書の原本（卒業学年である確認がとれるもの）
- ⑦ 交通費の領収書等の写し（交通費として要した金額が分かるもの）
- ⑧ 移転費の見積書、領収書等の写し（移転費として要した金額が分かるもの）
- ⑨ 支援金の振込先の通帳の写し（金融機関名、支店等名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- ⑩ 本人確認ができる書類（運転免許証等のコピー）
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

必要書類がそろいましたら、市役所政策推進課まで、郵送又は直接での提出をしてください（郵送先は15ページをご覧ください）。

支援金を申請する際には、事前に下記までご相談ください。

大田原市 総合政策部 政策推進課 政策推進係

T E L 0287-23-8793

E-M A I L seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

支援金の申請（郵送）先

〒324-8641

栃木県大田原市本町1-4-1

大田原市役所本庁舎6階 政策推進課 政策推進係